販売に係る高圧ガスの種類変更届書について手引き

１　販売する高圧ガスの種類に変更があった場合は、都道府県知事への届出が必要です。

販売する高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を県知事に届出なければなりません。但し、販売する高圧ガスが、①冷凍設備内の高圧ガスの変更、②プロパン又はブタンを主成分とする液化石油ガスの変更、若しくは③不活性ガスの変更の場合には届出の必要はありません。

なお、販売する高圧ガスの種類の変更に際して、販売主任者を選任又は解任したときは、販売主任者届書の提出が別途必要となります。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 販売に係る高圧ガスの種類変更届書（様式第２２） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 変更する高圧ガスに係る販売計画書 | 1 | 下記の項目について具体的に記載してください。1. 販売の目的
2. 法第２０条の６第１項に定める経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの
 |
| 消費者への周知文 | 1 | 特定のガス[[1]](#footnote-1)※につき、法第２０条の５に定める義務の履践に必要な書面 |
| 容器置場（貯蔵設備）の位置及び構造に関する図面（容器置場を有する場合） | 1 | 変更する高圧ガスの容器置場（貯蔵設備）を有する場合に限る。高圧ガスの種類、貯蔵能力並びに貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等された貯蔵設備を用いて高圧ガスを貯蔵する場合に限る。）を明記すること |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２２（一般則第４１条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 販売に係る高圧ガスの種類変更届書 | 一般 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　年 月 日 |
| 名称（販売所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 |
| 販売所所在地 | 〒　 |
| 高圧ガスの種類の変更内容 | 　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。

1. ※ ①溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素、②在宅酸素療法用の液化酸素、③スクーバダイビング等呼吸用の空気及び④③以外のスクーバダイビング等呼吸用のガス（一般則39条1項）、並びに⑤溶接又は熱切断用、若しくは燃料用の液化石油ガス（液石則40条1項） [↑](#footnote-ref-1)